

○北谷町教育委員会各種団体等の県外等派遣に関する補助金交付要綱

平成25年5月23日

教委告示第5号

改正 平成27年5月26日教委告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、北谷町教育委員会補助金交付規則（平成25年北谷町教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第3条に規定する事業のうち、町民及び町内の小中学校に在学する児童生徒が、学校教育活動以外の体育的行事及び文化的行事で県外及び国外（以下「県外等」という。）に派遣される場合における補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 体育的行事への派遣は、北谷町教育委員会に登録された団体又は町内在住若しくは町内の小中学校に在学する児童生徒で、公益財団法人沖縄県体育協会の加盟団体（以下「県体協」という。）が主催する沖縄県大会及び県体協から派遣を付与された地区大会（以下「県大会等」という。）において、優勝若しくは準優勝又は第1位若しくは第2位の成績により選抜された場合又は大会要項により派遣が付与された場合で、かつ、教育長が適当と認めた者とする。ただし、水泳及び陸上等のように標準記録のある競技については、標準記録を上回ることを条件とする。
- (2) 競技力水準の高い者として沖縄県代表、九州代表又は日本代表に選抜された場合、かつ、教育長が適当と認めた者とする。
- (3) 文化的行事への派遣は、県予選等で最優秀賞相当の成績により選抜された場合又は大会主催団体の推薦を受けた場合で、かつ、教育長が適当と認めた者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において別表より算出した額とする。ただし、主催団体から派遣費の補助等がある場合は、算出した額からその額を控除した額とする。

- 2 派遣事業に係る補助の回数は、同一年度において同一団体又は個人につき2回を限度とする。ただし、九州地区大会等において優秀な成績を修め、主催団体から全国大会への出場権が付与又は推薦された場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、北谷町教育委員会各種団体等の県外等派遣に

関する補助金交付申請書（第1号様式）を派遣される大会の開会式の14日前までに教育長に提出しなければならない。ただし、教育長がやむを得ない事情があると認める場合は、その限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 教育長は、前条の申請に基づき補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付し、北谷町教育委員会各種団体等の県外等派遣に関する補助金交付決定（内示）通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の請求）

第6条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた者は、北谷町教育委員会各種団体等の県外等派遣に関する補助金交付請求書（第3号様式）により、教育長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該事業終了後30日以内に、北谷町教育委員会各種団体等の県外等派遣に関する補助事業実績報告書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第8条 教育長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書の書類を審査し適合すると認めたときは、北谷町教育委員会各種団体等の県外等派遣に関する補助金交付確定通知書（第5号様式）により通知する。

（補助金の返還等）

第9条 教育長はこの告示により補助金の交付を受けた者が、その目的以外の用途に使用又は偽りその他不正行為を行ったときは、交付決定を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に、補助金交付申請がなされた団体等に対する補助金交付の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年教委告示第7号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、補助金交付申請がなされた団体等に対する補助金交付の取り扱いについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

県外等派遣費補助金交付基準

補助対象期間	当該大会の開会式当日から競技終了の日までとする。ただし、大会の日程より前泊が必要とされる場合又は天災その他やむを得ない事情があると認める場合はその限りでない。	
補助対象人員	児童生徒で構成された団体等の派遣	大会要項により登録された人員（選手、監督、コーチ及びマネージャー）とする。ただし、文化的行事の場合は1団体50人を限度とする。
	町教育委員会登録団体等（児童生徒で構成された団体以外の団体等をいう。以下同じ。）の派遣	大会要項により登録された人員、かつ、町民で20名を超えない人員とする。
補助対象経費	児童生徒で構成された団体等の補助	補助対象経費 ア、イ及びウを合算した金額の8割（100円未満切り捨て） ア 航空賃又は船賃 利用可能で最も有利な割引料金により算出した額。 イ 宿泊費 大会要項等の定めによる。ただし、1人1泊につき7,000円を限度とする。 ウ 交通費 北谷町から大会会場の最寄り駅までの最も経済的な通常の経路及び方法により算出した一往復分の額
	町教育委員会登録団体等の補助	1人につき一律10,000円とし、1団体につき200,000円を限度額とする。